奈良県立高取国際高等学校 校 長 石 澤 竜 義

穀雨の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県教育委員会から5月8日(月)付で新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取組をベースとしたものにかわることとなりました。そのことに伴い、学校においても新型ウイルス感染症の取扱いを以下のように改めます。

ご協力ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

<変更の主な内容>

- 1 健康観察表の記載と学校への連絡、提出は不要となります。 ただし、起床後体調に異変がある場合(発熱、咳、鼻水などの風邪症状がある場合等) は、無理して登校することは避けていただくようお願いします。かかりつけ医等の受診を お願いいたします。
- 2 生徒のご家族が新型コロナウイルスに感染しても、生徒の体調の変化がないときは、 登校を控えていただく必要はありません。(濃厚接触者の特定及び外出自粛の廃止)
- 3 新型コロナウイルスに生徒が感染した場合、発症日を0日として5日間を経過する まで出席停止となります。ただし、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、風 邪症状が軽快し、24時間が経過するまでは引き続き出席停止となります。(無症状の場 合は、検体採取日を0日目とします。)

ただし、10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周囲の方へうつさないように配慮をお願いいたします。